

12 臨床栄養師継続研修規則

(目 的)

第1条 この規則は、臨床栄養師認定登録に関する規則第7条に規定する継続研修（以下「継続研修」という。）について、基本的事項を定める。

(実施主体)

第2条 継続研修の実施主体は学会とする。ただし、学会は、理事会の決議により、臨床栄養師認定審査会（以下「審査会」という。）が継続研修の委託先として適当と認める団体・機関（以下「継続研修受託団体」という。）に継続研修を委託することができる。

2 継続研修受託団体は、継続研修の実施科目の一部を他の継続研修受託団体と共同して実施することができる。

3 継続研修受託団体が、継続研修を実施する場合の講師選任は、事前に臨床栄養師研修委員会の許可を得て実施するものとする。

4 臨床栄養師認定講座実施細則第2条に規定する認定講座受託団体は、本条第1項に規定する継続研修受託団体とみなすものとする。

5 継続研修受託団体については、別表5に示す。

(研修内容)

第3条 臨床栄養師の継続研修の履修内容は、次の科目を基本とする。

- ①医療・医療保険制度
- ②コミュニケーション
- ③栄養アセスメント・栄養ケア計画（症例検討等）
- ④特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品
- ⑤経腸・静脈栄養法
- ⑥栄養教育
- ⑦栄養政策と栄養士活動
- ⑧マネジメント（経営）
- ⑨調査・研究
- ⑩その他 臨床栄養師の資質の涵養に関する科目

2 臨床栄養師研修委員会は、第1項第1号から第10号に関する科目に相当する研修、講演会等の計画作成、履修指定時間の決定を行う。

3 海外研修の取扱いについては、臨床栄養師海外研修細則を別に定める。

4 継続研修はオンラインを用いて実施できる。

5 継続研修欠席者は、その理由により指定課題のレポートの提出やオンディマンド配信された動画の視聴をもって出席とみなす。

6 オンディマンド配信は、講師及び研修生の同意を得て行われる。

7 オンディマンド配信を視聴する場合には、他に配信しないことに同意すること、指定日に視聴すること、視聴の開始・終了時をメールで研修事務局に知らせることとする。

(義 務)

第4条 臨床栄養師は、前条に規定する研修科目等を研修内容とする継続研修を履修しなければならない。

(広 報)

第5条 学会は、第2条に掲げる学会及び継続研修受託団体が実施する継続研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(受託研修)

第6条 継続研修受託団体は、学会から受託した継続研修を誠実に実行し、学会において実施されるレベルを下廻らないようにしなければならない。

2 前項の継続研修を実施するため、継続研修受託団体は、臨床栄養師継続研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第7条 学会で継続研修を実施する場合も、臨床栄養師継続研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。

2 学会は、全ての継続研修履修者の履修結果を、「臨床栄養師認定登録名簿」(様式第(登)－06号)に記載するとともに、更新の条件不適合となった臨床栄養師については、「臨床栄養師となる資格を有する者名簿」(様式第(登)－05号)に移記し、本人に通知する等必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の結果は、理事会及び審査会に報告する。

(履修通算)

第8条 臨床栄養師の継続研修の履修について、継続研修受託団体相互の履修通算を認める。ただし、履修科目は、第3条に定める内容を充足していることを条件とする。

2 継続研修受託団体の継続研修履修者が、学会の継続研修を一部履修する場合、定数等による制限を除いてその履修を認め、履修時間を通算する。

3 学会の継続研修履修者が、継続研修受託団体の継続研修を一部履修する場合、定数等による制限を除いてその履修を認め、履修時間を通算する。

4 学会及び継続研修受託団体は、その履修状況等を示す次の書類(正・副2通)を発行する。

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書(参加証)(様式第(継)－08号(学会用))

臨床栄養師継続研修認定時間履修証明書(参加証)(様式第(継)－09号(団体用))

5 前項に規定する書類の発行を受けた者は、そのうちの正の書類を添付した次の書類を、認定登録の更新時に学会に提出するものとする。

臨床栄養師継続研修履修記録簿 様式第(継)－10号

臨床栄養師認定登録更新申請書 様式第(登)－08号

(履修時期と継続研修履修期間)

第9条 臨床栄養師の資格を取得した者は、原則として資格取得後直ちに登録を行い、継続研修申込書を学会に提出し、継続研修を履修する。

2. 継続研修履修期間は、5年間に100単位以上履修とし、そのうち学会主催の継続研修から20単位以上、及び臨床栄養師研修委員会が指定した学会主催の研修会、講演会、学術集会、地方会等から40単位以上、計60単位以上を履修しなければならない。

3. 継続研修期間は、開始年度は0年とし、翌年度から5年後の3月31日までを研修期間とする。

(担 当)

第10条 学会で実施する継続研修は、臨床栄養師研修委員会の所轄とする。

2 継続研修受託団体が学会から受託する継続研修の審査は、臨床栄養師研修委員会が実施する。

(書類様式)

第11条 継続研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師継続研修書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第12条 継続研修にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成20年3月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 3 この細則は、平成22年6月に改定され、平成20年4月以降の事項について適用する。
- 4 この細則は、平成27年3月に改定し、平成27年4月から施行する。
- 5 この細則は、平成31年3月に改定され、平成30年4月以降の事項について適用する。
- 6 この細則は、令和2年3月に改定し、令和2年4月から施行する。
- 7 この細則は、令和3年6月に改訂され、令和3年6月より施行する。

別表 5 継続研修受託団体

受託施設名	所在地等
	〒 ー TEL FAX
	〒 ー TEL FAX
	〒 ー TEL FAX
	〒 ー TEL FAX